

令和 4 年度 介護保険サービス事業者集団指導

【指定居宅介護支援】

事業所運営等に係る留意点について

【 目 次 】

1. 指導監査制度について P. 2
2. **運営（実地）指導**指摘事項等（運営基準） . . . P. 13
3. **運営（実地）指導**指摘事項等（介護報酬） . . . P. 43
4. **運営（実地）指導**指摘事項等（ケアプラン） . . P. 53
5. その他 P. 64

1. 指導監査制度について

(1) 指導監査の根拠法令

法令名：**介護保険法**（以下、「法」といいます。）

- | | | |
|--------|-----------------|------------------------|
| 第23条 | …文書の提出等 | (運営(実地)指導 の根拠) |
| 第46条 | …居宅介護サービス計画費の支給 | (指定関係の根拠) |
| 第83条 | …報告等 | (監査権の根拠) |
| 第83条の2 | …勧告、命令等 | (監査後の根拠) |
| 第84条 | …指定の取消し等 | (監査後の根拠) |

1. 指導監査制度について

(2) 目的

- ①介護給付等対象サービスの質の確保
- ②保険給付の適正化

(3) 基本方針

指導は、サービス事業者等に対し、**各種指導形態**によって、利用者の**自立支援及び尊厳の保持**を念頭において、サービス事業者等の**支援**を基本とし、法令等に定める介護給付等対象**サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する基準等**について周知徹底させることを方針とする。

1. 指導監査制度について

(4) 指導の形態

- ① 集団指導…講習等の方式で実施 (年1回)
- ② 運営(実地)指導※…事業所にて市職員が現場確認 (随時)
- ③ 監査…必要に応じて市職員が実地検査

※R4.10より「実地指導」の名称が「運営指導」になっています。

指 導…制度管理の適正化とよりよいケアの実現

監 査…不正請求や指定基準違反に対する機動的な実施

1. 指導監査制度について

(5) 集団指導の実施方法

①介護給付等対象サービスの取扱い

(制度や基準の周知・解説、指定更新事務等)

②介護報酬の請求内容

(適正な請求事務)

③制度改正内容及び過去の指導事例

上記等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により実施（ホームページ等の活用による実施も可能）

1. 指導監査制度について

(6) 運営（実地）指導の実施方法

- ①（原則） **1月前までに**文書で実施日等を通知
事前の準備書類の作成依頼・提出

- ②（当日） 関係書類の閲覧（**コピー**をいただくこともあります）
管理者及び関係者への聞取りや現場確認
④必要に応じて監査への移行も行います

- ③（後日） **指導結果**の通知
(運営指導の当日に後日回答としたものを含む)

1. 指導監査制度について

(7) 運営（実地）指導で改善を要すると認められた場合

- ・ 指導の結果、市から文書で通知のあった事項については、**改善報告書**を提出
- ・ その他（必要に応じて）

改善報告書の現場確認
再度の運営（実地）指導
監査（実地検査）の実施

1. 指導監査制度について

(8) 監査と運営（実地）指導の違い（**海南省の場合**）

項目	運営指導 (法第23条)	監 査 (法第83条・第83条の2) (法第84条・第85条)
指導の拘束力	—	改善勧告に従わない場合は公表・改善命令（公示）・指定取消（公示）
虚偽答弁の罰則	—	30万円以下の罰金（法第209条）
権限の相違	帳簿類の提出・提示を求める	帳簿類の提出・提示を命じる
出頭命令	—	○
関係人への質問	—	○
関係場所への立入	—	○

1. 指導監査制度について

(9) 行政指導及び行政処分の程度

①行政指導

◇改善指示…基準違反に対する指示

◇改善勧告…改善指示に従わないときは公表

②行政処分（事由により異なる）

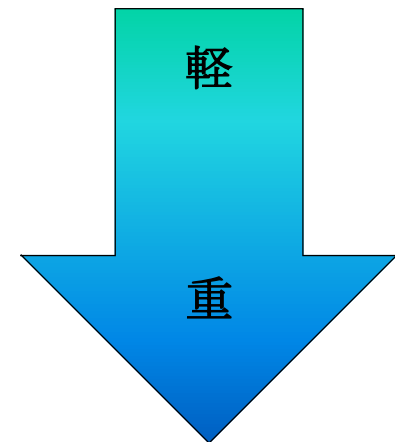
◆改善命令

◆指定効力の一部停止

◆指定効力の全部停止

◆指定取消し

} 公示



1. 指導監査制度について

(10) 3つの行政処分について

(指定効力の一部停止・指定効力の全部停止・指定取消)

改善命令等の措置を行っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合に行います。

⑨不正な手段により指定を受けたときや悪質な不正請求等の場合は、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことができます。

※勧告に従わない場合は、その旨の公表や行政処分の公示を行います。

1. 指導監査制度について

(11) 3つの行政処分の概要

処分内容	効力の制限	具体例
指定効力の一部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、一部停止すること	新規利用者の受入れを一定期間不可とすること
指定効力の全部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、全部停止すること	従来及び新規利用者の介護サービス提供や報酬請求の効力を、一定期間、一切不可とすること
指定取消	全ての効力を取消すること	全ての利用者の受入れを不可とすること

1. 指導監査制度について

(12) 経済上の措置

① 勧告・命令・指定取消し等

(例) 法に基づいて**介護報酬の返還**

② 命令・指定取消し等

(例) ①の返還**+100分の40を乗じた加算金**

※その他、必要に応じて厚生労働大臣及び和歌山県知事に報告。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(1) 運営に関する基準 **㊟管理者は必読**

『運営基準』

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(平成11年3月31日厚生省令第38号)

『解釈通知』

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

(平成11年7月29日老企第22号)

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(2) 運営基準第3条第1項及び第2項関係

(管理者)

【指摘事例①】

主任介護支援専門員が置かれていない

【指摘事例①の解説】

令和9年3月31日までは経過措置として介護支援専門員を管理者とすることができるかとされていますが、「経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい」という解釈も示されているため、参考にしてください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(3) 運営基準第4条第1項関係(1/2)

(内容及び手続の説明及び同意)

【指摘事例②】

重要事項説明書の記載について、

- ・ 事業所の名称や交通費等について、運営規程等の記載内容と相違がある。
- ・ 苦情・相談窓口として記載されている各市町村等の所在地、受け付け曜日・受付時間帯及び電話番号に誤りがある。
- ・ 取得している加算が記載されていない/取得していない加算が記載されている。
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）について説明を行い利用者の同意を得たことが確認できない。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(3) 運営基準第4条第1項関係 (2/2)

(内容及び手続の説明及び同意)

【指摘事例②の解説】

契約書、重要事項説明書、運営規程及びパンフレット等の名称、内容等については、実態に合わせて記載し、全ての書類において一致するようにしてください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(4) 運営基準第4条第2項関係 (1 / 3)

(内容及び手続の説明及び同意)

【指摘事例③】

居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて説明し、署名を得たことが確認できない。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(4) 運営基準第4条第2項関係 (2/3)

(内容及び手続の説明及び同意)

【指摘事例③の解説】 (1)

- ・ 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して 複数のサービス事業者等の紹介 を求めることができること
- ・ 居宅サービス計画原案に 位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明 を求めることができること
- ・ ①前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）が それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 及び ②前6か月間に作成した居宅サービス計画に 位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一事業者によって提供されたものが占める割合

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(4) 運営基準第4条第2項関係 (3 / 3)

(内容及び手続の説明及び同意)

【指摘事例③の解説】 (2)

上記の3点の内容については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ていない場合は、**運営基準減算**の対象となります。

なお、重要事項説明書の記載内容に変更があった場合についても、遅滞なく書面によって同意を得るようにしてください。

※利用者への説明・同意等に係る見直しについては、令和3年9月27日付海く高第542号にてお知らせしたとおりです。別紙1に改めて掲載いたしますのでご確認ください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(5) 運営基準第12条第2項関係

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

【指摘事例④】

自己評価を実施したことが確認できない。

【指摘事例④の解説】

実地指導の事前提出書類である自主点検調書（別紙2-1及び別紙2-2）等を活用し、国が定める基準の全ての項目について、一年に一度は評価を行うようにしてください（様式は問いません。）。（第12条第2項より抜粋）自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

モニタリングのことではない！

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(6) 運営基準第13条第6号関係

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

《課題分析の実施》

【指摘事例⑤】

アセスメント項目に記載漏れがある。

【指摘事例⑤の解説】

各事業所で使用しているアセスメントツールの記載要領等を再度確認し、記載漏れなく適切に記録してください。例えば、MDS-HC方式においては、相談受付表に課題分析標準項目の23項目のうち基本情報に関する項目が含まれていますので、アセスメントを実施する際には、その内容についても聞き取りを行い、相談受付表を作成してください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(7) 運営基準第13条第9号関係

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

《サービス担当者会議等による専門的意見の聴取》

【指摘事例⑥】

出席できないサービス担当者に照会（依頼）した年月日、内容及び回答の記録が確認できない。

【指摘事例⑥の解説】

照会（依頼）した年月日、内容及び回答を「サービス担当者会議の要点（第4表）」の「検討した項目」等に記載してください。

なお、照会内容等について、その他の書類で確認できる場合は重複して記載する必要はありません。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(8) 運営基準第13条第10号関係 (1 / 2)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

《居宅サービス計画の説明及び同意》

【指摘事例⑦】

- ・ サービス利用票を作成したことが確認できない。
- ・ サービス利用票の作成年月日（利用者の同意を得た日付）の記載が確認できない。
- ・ サービス利用票の作成年月日（利用者の同意を得た日付）が、サービス提供開始後になっている。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(8) 運営基準第13条第10号関係 (2 / 2)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

《居宅サービス計画の説明及び同意》

【指摘事例⑦の解説】

利用者に説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するものすべてを指します。居宅サービス計画の変更を行った場合は、変更後の居宅サービス計画に基づいてサービス利用票を作成し、利用者の同意を得てください。

なお、国の標準様式においてサービス利用票の確認印欄はなくなりましたが、様式の欄外に署名を得ること等により同意を得てください。

その他、利用者への説明・同意等に係る見直しについては、別紙1をご確認ください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(9) 運営基準第13条第12号関係

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

《担当者に対する個別サービス計画の提出依頼》

【指摘事例⑧】

個別サービス計画の提出が、サービス提供が開始されて相当期間を経過した後となっている。

【指摘事例⑧の解説】

サービス担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認してください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(10) 運営基準第18条関係

(運営規程)

【指摘事例⑨】

運営規程の変更届を提出していない。

【指摘事例⑨の解説】

運営規程を変更した場合は、変更日から10日以内に変更届を提出してください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(11) 運営基準第19条第1項関係

(勤務体制の確保)

【指摘事例⑩】

勤務形態一覧表において、管理者と介護支援専門員の兼務関係が明確にされていない。

【指摘事例⑩の解説】

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(12) 運営基準第19条第4項関係 (1 / 2)

(勤務体制の確保)

【指摘事例⑪】

令和4年4月1日から全ての企業において義務化されている、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置が周知・啓発されていない。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(12) 運営基準第19条第4項関係 (2 / 2)

(勤務体制の確保)

【指摘事例⑪の解説】

★職場におけるハラスメントの防止のために事業主が講ずべき措置のうち、特に留意されたい内容

- ・ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

方針を整備し担当者や相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(13) 運営基準第19条の2関係 (1 / 3)

(業務継続計画の策定等)

【指摘事例⑫】

業務継続計画を策定していない。

※業務継続計画とは、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画のことで、BCPとも言います。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(13) 運営基準第19条の2関係 (2 / 3)

(業務継続計画の策定等)

【指摘事例⑫の解説】 (1)

★業務継続計画の策定等(概要)

- ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し、従業者に周知
- ・ 研修(年1回以上。全ての従業者が参加及び新規採用時には別に実施することが望ましい。)を実施し、実施内容を記録
- ・ 訓練(年1回以上。全ての従業者が参加することが望ましい。)を実施。また、記録を残すようにしてください。
- ・ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(13) 運営基準第19条の2関係 (3 / 3)

(業務継続計画の策定等)

【指摘事例⑫の解説】 (2)

※従業者や利用者が新型コロナウイルス感染症の感染者等となり、業務を継続することが困難となっている事例が発生しています。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供していくために、業務継続計画（BCP）を策定しておくことは非常に重要となります。

業務継続計画の策定等は令和6年3月31日までの間は努力義務ですが、できるだけ早急に実施していただきますようお願いいたします。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(14) 運営基準第21条の2関係 (1/2)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

【指摘事例⑬】

感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない。

【指摘事例⑬の解説】 (1)

★感染症の予防及びまん延の防止のための措置 (概要)

- ・ 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底 (記録を残すようにしてください。)
- ・ 専任の感染対策担当者を決めておく

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(14) 運営基準第21条の2関係 (2/2)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

【指摘事例⑬の解説】 (2)

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- ・ 研修（年1回以上。新規採用時にも実施することが望ましい。）を実施し、実施内容を記録
- ・ 訓練（年1回以上）を実施（記録を残すようにしてください。）

※当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務ですが、実施に向けた検討を進めていただきますようお願いいたします。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(15) 運営基準第22条第1項関係

(掲示)

【指摘事例⑭】

提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）の掲示が確認できない。

【指摘事例⑭の解説】

利用者の保護を図る趣旨から、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(16) 運営基準第23条第1項及び第2項関係 (1 / 2)

(秘密保持)

【指摘事例⑮】

- ・ 従業者の個人情報保護に関する誓約書において、利用者の家族についての秘密保持に関する記載内容が確認できない。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(16) 運営基準第23条第1項及び第2項関係 (2/2)

(秘密保持)

【指摘事例⑮の解説】

従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じてください。具体的には、従業者が退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととされています。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(17) 運営基準第23条第3項関係

(秘密保持)

【指摘事例⑯】

サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いることについて、当該家族の同意を得たことが確認できない。

【指摘事例⑯の解説】

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることが必要です（指定居宅介護支援開始時に、利用者及びその家族の代表から、包括的な同意を得ることで足りるとされています。）。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(18) 運営基準第24条関係

(広告)

【指摘事例⑰】

事業者ホームページや、介護サービス情報公表システムの内容が
実態と異なる。

【指摘事例⑰の解説】

広告の内容は虚偽又は誇大なものであってはならないとされています。
掲載内容は運営されている実態に合わせ、最新の情報を掲載するように
してください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(19) 運営基準第27条第1～3項関係

(事故発生時の対応)

【指摘事例⑱】

事故処理マニュアルの内容に不足がある。

【指摘事例⑱の解説】

事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その記録について保管しなければならないとされています。マニュアルを作成した際は必要事項を網羅するようにしてください。

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(20) 運営基準第27条の2関係 (1 / 2)

(虐待の防止)

【指摘事例⑱】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。

【指摘事例⑱の解説】 (1)

- ★虐待の発生又はその再発を防止するための措置 (概要)
 - ・虐待防止検討委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底 (記録を残すようにしてください。)
 - ・虐待の防止のための指針を整備

2. 運営(実地)指導指摘事項等(運営基準)

(20) 運営基準第27条の2関係 (2/2)

(虐待の防止)

【指摘事例⑱の解説】 (2)

- ・虐待の防止のための指針に基づいた研修(年1回以上。新規採用時にも必ず実施。)を実施し、実施内容を記録
- ・上記3点の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置く

※当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務ですが、実施に向けた検討を進めていただきますようお願いいたします。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(1) 介護報酬に関する基準 ㊟管理者は必読

『厚生省告示第20号』

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日厚生省告示第20号)

『老企第36号』

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(2) 入院時情報連携加算

【指摘事例①】

- ・ 必要な情報を提供したことが確認できない。
- ・ 必要な項目を備えていない様式で情報提供を行っている。

【指摘事例①の解説】

国が提示している様式又は国が提示する項目を備えた様式等を使用し、記載事項に不足がないように注意してください。

※海南省ホームページに国の様式例「入院時情報提供書」を掲載していますのでご活用ください。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(3) 退院・退所加算(1)

【指摘事例②】

必要な項目を備えていない様式で情報収集を行っている。

【指摘事例②の解説】

国が提示している様式又は国が提示する項目を備えた様式等を使用し、記載事項に不足がないように注意してください。

※海南省ホームページに国の様式例「退院・退所情報記録書」を掲載していますのでご活用ください。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(3) 退院・退所加算(2) (1/4)

【指摘事例③】

病院又は診療所から退院又は退所する場合における「カンファレンス」の要件を満たしていない。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(3) 退院・退所加算(2) (2/4)

【指摘事例③の解説】(1)

病院又は診療所から退院又は退所する場合における「カンファレンス」の要件は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するものとされています。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(3) 退院・退所加算(2) (3/4)

【指摘事例③の解説】(2)

～退院時共同指導料2の注3より抜粋～

- ①入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、
 - ②在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等
 - ③保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
 - ④保険薬局の保険薬剤師
 - ⑤訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
 - ⑥介護支援専門員
 - ⑦相談支援専門員

のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に2,000点を加算する。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(3) 退院・退所加算(2) (4/4)

【指摘事例③の解説】(3)

以上より、病院又は診療所から退院又は退所する場合における「カンファレンス」と認められるには、①が②～⑦のうちの3者以上と共同して行う、つまり①を含めて4者以上で共同して行う必要があります（例：①+②③⑥、①+④⑤⑥）。なお、①～⑦の同一項目から2名以上の場合は、1者として数えます。）。

更に、必要に応じ、福祉用具専門相談員や作業療法士等が参加するものとされています。

この要件を満たさない場合は、「カンファレンス」ではなく「情報収集」として数えることになります。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(3) 退院・退所加算(3) (1/2)

【指摘事例④】

- ・「カンファレンス」の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録したことが確認できない。
- ・利用者又は家族に提供した文書の写しが確認できない。

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(3) 退院・退所加算(3) (2/2)

【指摘事例④の解説】

- 「カンファレンス」に参加した場合は、以下の2点が必要です。
- ・カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について、国の様式例「退院・退所情報記録書」(45ページ参照)ではなく、居宅サービス計画等に記録すること
 - ・利用者又は家族に提供した文書(診療報酬の退院時共同指導料算定方法でいう「病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」を指す。)の写しを添付すること

3. 運営(実地)指導指摘事項等(介護報酬)

(4) 通院時情報連携加算

【指摘事例⑤】

医師等に対して利用者に係る必要な情報を提供したことの記録が確認できない。

【指摘事例⑤の解説】

利用者が医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録してください。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(1) ケアプランに関する基準等 **㊟管理者は必読**

運営基準と解釈通知(13ページ参照)

+

記載要領(老企第29号)

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年11月12日老企第29号)

※ケアプラン点検事業における指摘事項等については、「ケアプラン点検事業 指摘事項等」(資料2)を参照。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(2) 軽微な変更の取扱いについて(1/3)

【指摘事例①】

- ・「軽微な変更」として取り扱うべきではない事例が「軽微な変更」として処理されている。

【指摘事例①の解説】 (1)

軽微な変更の判断を行う前に、次の事項について確認を行います。

- 1) 利用者の希望による変更であるか
- 2) 利用者の状態像に変化はないか
- 3) 支援の目標に変更はないか
- 4) サービス担当者会議を開催する必要がない変更であると自信をもって判断できるか

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(2) 軽微な変更の取扱いについて(2/3)

【指摘事例①の解説】(2)

軽微な変更の内容は以下の通りです。

- 1) サービス提供の曜日変更
- 2) サービス提供の回数変更
- 3) 利用者の住所変更
- 4) 事業所の住所及び名称変更
- 5) 目標期間の延長
- 6) 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合
- 7) 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)
単なる事業所変更
- 8) 同一事業所内における担当介護支援専門員の変更

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(2) 軽微な変更の取扱いについて (3/3)

【指摘事例①の解説】 (3)

本来サービス担当者会議の開催が必要であった変更について、事業所が誤って「軽微な変更」として取扱い、サービス担当者会議を行わなかった場合や、変更した居宅サービス計画を利用者及びサービス担当者に交付しなかった場合は、運営基準減算の対象となります。

※海南市における居宅サービス計画の変更における「軽微な変更」基準については、平成30年9月25日作成の資料にてお示ししたとおりです。別紙2に改めて掲載いたしますのでご確認ください。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(3) 居宅サービス計画書(2) (第2表)

【指摘事例②】

- ・ 利用未定、利用していないサービスが保険給付対象として記載されている。

【指摘事例②の解説】

援助内容は目標を達成するために、具体的に必要な方法や手段であるため、保険給付の対象となるサービスは、サービス種別や頻度、期間を明確に記載してください。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(4) 週間サービス計画表(第3表)

【指摘事例③】

「主な日常生活上の活動」が記載されていない。

【指摘事例③の解説】

利用者の起床や就寝、食事、排泄などの平均的な一日の過ごし方について記載してください。例えば、食事については、朝食・昼食・夕食を記載し、その他、入浴、清拭、洗面、口腔清掃、整容、更衣、水分補給、体位変換、家族の来訪や支援など、家族の支援や利用者のセルフケアなどを含む生活全体の流れが見えるように記載してください。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(5) 居宅介護支援経過(第5表) (1/5)

【指摘事例④】

居宅介護支援経過(第5表)に記載されている居宅サービス計画の同意日及びサービス担当者会議の開催日と、各表等に記載されている日付に相違がある。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(5) 居宅介護支援経過(第5表)(2/5)

【指摘事例④の解説】(1)

居宅介護支援経過(第5表)は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段(「訪問」(自宅や事業所等の訪問先を記載)、「電話」・「FAX」・「メール」(これらは発信(送信)・受信がわかるように記載)等)とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載してください。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(5) 居宅介護支援経過(第5表)(3/5)

【指摘事例④の解説】(2)

具体的には、

- ・ 日時(時間)、曜日、対応者、記載者(署名)
- ・ 利用者や家族の発言内容
- ・ サービス事業者等との調整、支援内容等
- ・ 居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合の根拠や判断等の客観的な事実や判断の根拠を、簡潔かつ適切な表現で記載してください。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(5) 居宅介護支援経過(第5表)(4/5)

【指摘事例④の解説】(3)

令和3年3月16日付で改正された様式において新設された「項目」欄を活用し、ケアマネジメントプロセスに沿った標題を付して記録を行うようにしていただければ、より客観性が高まります。次ページに標題の一例をお示ししますので、参考としてください。

4. 運営(実地)指導指摘事項等(ケアプラン)

(5) 居宅介護支援経過(第5表) (5/5)

【指摘事例④の解説】 (4)

<「項目」欄に記載する標題の一例>

1. アセスメント実施
2. 居宅サービス計画原案作成
3. サービス担当者会議開催
4. 居宅サービス計画の同意・交付
5. 個別サービス計画の提出依頼
6. モニタリング実施(再アセスメント)
7. サービス利用票の同意・交付 など。

5 その他

(1) ケアマネジメントに関する基本方針について

平成30年4月より和歌山県から居宅介護支援事業者の指定等にかかる権限が移譲されたことにより、本市ではケアマネジメントに関する保険者としての基本方針を定めています。

既にお知らせしましたように、令和3年3月25日付で当該方針を改定しております。別紙3に改めて掲載いたしますのでご確認ください。

5 その他

(2) 新型コロナウイルス感染症に関して

新型コロナウイルス感染症に関する国や県の通知等については、随時、Eメールにてお知らせさせていただいております。内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

なお、Eメールアドレスを変更される場合や、追加でEメールアドレスの登録をご希望の場合は、高齢介護課 指定・指導班までご連絡ください。複数のEメールアドレスを登録していただくことも可能です。

5 その他

(3) お問い合わせについて

介護サービスの人員・設備・運営基準、介護報酬等について、各種基準、通知、厚生労働省のQ & A 及び本市からの事務連絡等に明記されている基本的な内容であってもご質問をいただく事例が散見されます。

ご質問の前には、各種基準等を十分ご確認ください、その上で、なお、ご不明な点等がある場合は、海南市ホームページに掲載しております『質問票』により、Eメール又はFAXで高齢介護課 指定・指導班までお問い合わせください。

※法令・基準等については、「厚生労働省法令等データベースサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>) 」でご確認ください。